

## 石巻市低炭素建築物新築等計画認定手数料表

### ○低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等

#### 1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(1件につき)

①一戸建ての住宅又は兼用住宅の住宅部分	5,000円(登録住宅性能評価機関等による適合証の添付がない場合は35,000円)
②共同住宅等の住戸又は複合建築物の住戸	申請戸数に応じて表1に定める額÷認定申請件数(100円未満切り上げ)
③共同住宅等の全体又は共同住宅等の全体及び住戸	総戸数に応じて表1に定める額+表2に定める額
④複合建築物の全体又は複合建築物の全体及び住戸 (兼用住宅全体の場合)	総戸数に応じて表1に定める額+表2に定める額+表3に定める額(共用部分がないときは表2に定める額は加算しない。)(5,000円(登録住宅性能評価機関等による適合証の添付がない場合は35,000円)に表3に定める額を加えた額)
⑤非住宅建築物	表3に定める額

表1

住戸数	金額	登録住宅性能評価機関等による適合証の添付がない場合
5戸以内のもの	10,000円	70,000円
5戸を超え10戸以内のもの	16,000円	97,000円
10戸を超え25戸以内のもの	27,000円	137,000円
25戸を超え50戸以内のもの	45,000円	196,000円
50戸を超え100戸以内のもの	80,000円	280,000円
100戸を超え200戸以内のもの	127,000円	380,000円
200戸を超え300戸以内のもの	160,000円	498,000円
300戸を超えるもの	171,000円	585,000円

表2

共用部分の床面積の合計	金額	登録住宅性能評価機関等による適合証の添付がない場合
300㎡以内のもの	10,000円	110,000円
300㎡を超え2,000㎡以内のもの	27,000円	180,000円
2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	80,000円	280,000円
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	127,000円	360,000円
10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	160,000円	430,000円
25,000㎡を超えるもの	200,000円	500,000円

表3

非住宅部分の床面積の合計	金額	登録住宅性能評価機関等による適合証の添付がない場合
300㎡以内のもの	10,000円	242,000円
300㎡を超え2,000㎡以内のもの	27,000円	384,000円
2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	80,000円	546,000円
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	127,000円	670,000円
10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	160,000円	790,000円
25,000㎡を超えるもの	200,000円	900,000円

#### 2 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(1件につき)

低炭素建築物等計画認定申請手数料の半額

#### 3 建築基準関係規定適合確認審査申出手数料

石巻市建築基準条例に規定する建築確認申請手数料等に相当する額